

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年1月30日（月）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和4年12月15日から令和5年1月30日まで

##### （2）現地調査箇所

富山ガラス造形研究所

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

企画管理部

- ・職員課
- ・広報課
- ・情報システム課
- ・富山ガラス造形研究所

環境部

- ・環境保全課（富山霊園を含む）

活力都市創造部

- ・交通政策課
- ・富山駅周辺地区整備課

##### （2）対象期間

令和3年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

#### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

##### (1) 企画管理部 職員課

ア 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）については、富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 4 条において、1 日 7 時間 45 分、かつ、週 38 時間 45 分の範囲内において勤務時間の割振りを変更することができると定められており、第 1 号会計年度任用職員が「翌週の勤務日」と「当該週の週休日」を振り替えることにより、当該週の勤務時間が 38 時間 45 分を超える場合は、勤務時間の割振り変更はできず、週休日における超過勤務手当相当額の報酬を支給する必要がある。

会計年度任用職員制度が開始された令和 2 年 4 月以降、第 1 号会計年度任用職員を任用する各所属においては、正規職員に準じるものとして、1 日単位の割振り変更を認め、任命権者が週の勤務時間として定めた時間を超える分に対して 25/100 の超過勤務手当相当額の報酬を支給するなどの運用がなされてきた。

しかしながら、第 1 号会計年度任用職員については、割振り変更後の週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えることはできず、同一週内における勤務時間の割振り変更ができない場合は、週休日における超過勤務として手当相当額の報酬を支給すべきことを職員課に確認し、令和 3 年 11 月の定期監査において、男

女共同参画推進センターに対する指摘事項とした。

職員課においては、第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り変更及びそれに係る支給等について、令和4年10月3日付け、「会計年度任用職員取扱要領の改定について」にて、職員ポータルを通じて掲載したことにより、全庁的な周知を図ったとの認識であるが、男女共同参画推進センターへの指摘後においても依然として複数の所属で第1号会計年度任用職員に対する報酬の支給誤りが確認されており、今回の定期監査においても、企画管理部所管の富山ガラス造形研究所や富山駅周辺地区整備課で同様の誤りが見受けられたところである。

このため、今一度、全ての所属において、会計年度任用職員制度開始から現在に至るまで、過年度に遡って支給額等の確認を行う必要があるものと思われる。今後、同様の誤りの発生を防ぐため、全庁的に会計年度任用職員の勤務時間の割振り変更等が正確に理解されるよう周知徹底し、適正に制度を運用するよう改善を図られたい。

(2) 企画管理部 広報課

ア 休憩時間を誤って記載したことにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 企画管理部 情報システム課

ア 市有不動産貸付料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(4) 企画管理部 富山ガラス造形研究所

ア 領収した原材料使用料について、領収書に誤った日付の領収日を記載し、領収印を押印していたものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 第1号会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。

(5) 環境部 環境保全課

ア 実査の結果、パソコン・ワープロの実際の数量が備品台帳及び物品現在高調書と異なっていたので、改善を図られたい。

イ 同一週を超えた週休日の振替を行った結果、週の正規の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間に対し支給される超過勤務手当25/100が支給されておらず、超過勤務手当が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(6) 活力都市創造部 交通政策課

- ア 行政財産使用料等に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
- イ 普通財産の貸付に係る財産使用料について、歳入科目を財産貸付収入とすべきところ雑入としていたので、改善を図りたい。
- ウ 令和 3 年度富山市公共交通運行維持協力支援事業費補助金（第三次）等の補助金は、富山市補助金等交付規則第 19 条の規定による併合や省略ができない補助金であるが、同規則第 5 条の交付決定及び同規則第 13 条の額の確定を併合して行い、また同規則第 12 条の実績報告を省略していたので、改善を図りたい。
- エ 令和 3 年度地域自主運行バス事業補助金は、当初の交付決定から補助対象経費が増となるなど変更があったもので、富山市補助金等交付規則第 19 条の規定による併合ができない補助金であるが、同規則第 11 条の変更交付決定及び同規則第 13 条の額の確定を併合して行っていたので、改善を図りたい。
- オ 概算払いの旅費の精算について、帰着後 5 日以内に処理されていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
- カ 富山港線蓮町駅パークアンドライド駐車場敷地の行政財産使用許可について、富山市公有財産管理規則に定める使用許可の手続が行われていなかったため、改善を図りたい。
- キ 笹津コミュニティ施設の行政財産使用許可において、光熱水費の実費相当額を徴収していなかったため、改善を図りたい。
- ク 職員用椅子について、物品管理換書及び管理換物品送付書を作成せずに管理換えを行っていたので、改善を図りたい。
- ケ 備品台帳において受払の記録がされておらず、備品台帳と物品現在高調書の数量が不一致となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
- コ 超過勤務命令簿において、支給区分割合を誤って記載したことにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図りたい。
- サ 週休日等に勤務を命じる場合、週休日の勤務に係る振替等は 1 日又は 4 時間単位で、代休日の指定は 1 日単位で行うことができる。このとき、4 時間又は 7 時間 45 分を超える勤務を行い、週休日の振替等又は代休日の指定の対象としなかった時間がある場合は、その時間に対し、125/100 の超過勤務手当を支給する。また週休日の振替等の結果、週の正規の勤務時間が 38 時間 45 分を超える場合は、その超える時間に対して、25/100 の超過勤務手当を支給する。これらに関して、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。
- (ア) 週休日に行った 9 時間 45 分の勤務について、4 時間 15 分と 3 時間 30 分をそれぞれ別の日の勤務時間に割振り変更を行い、残りの 2 時間に超過勤務手当 135/100 を支給しているものがあつた。
- (イ) 週休日に行った 4 時間 45 分の勤務について、4 時間 45 分の割振り変更を

しているものがあった。

(ウ) 休日に行った7時間45分の勤務について、4時間45分の代休日の指定を行い、残りの3時間に対し休日給を支給しているものがあった。

シ 特殊自動車等勤務手当は、交通政策課の職員については、路線バスの運転に従事したときに支給されるものであるが、路線バスの運行以外の目的でバスを運転したときに支給しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(7) 活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課

ア 第1号会計年度任用職員に支給する報酬について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 第1号会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかった。

(イ) 第1号会計年度任用職員が超過勤務をした場合、超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分に達するまでは支給率100/100とし、それを超える時間に対しては支給率125/100とすべきところ、1日7時間30分を超えた時間に対して支給率125/100としたことにより、超過勤務手当相当額の報酬が過大支給となっているものが見受けられた。

イ 各所属で保有する備品については、富山市物品管理規則に基づき、年度内に備品台帳等の記載内容と現物について、棚卸し作業により確認すべきところ、翌年度4月にその作業を行い、その際に判明した払出事由不明の備品について物品棄焼却処分届が作成されていなかったため、改善を図られたい。

ウ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 正規の勤務時間が割り振られた日における午後10時から翌日の午前5時までの超過勤務について、その支給割合は25/100を加算し150/100とすべきところ、誤って超過勤務命令簿に135/100又は160/100と記載したことにより、過小支給又は過大支給となっていた。

(イ) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄へ記載すべきところ、勤務した全時間について休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、過小支給となっていた。

(ウ) 超過勤務時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合の端数処理を誤ったことにより、過大支給となっていた。

エ 超過勤務における休憩時間の取得について、使用者は労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされているところ、6時間を超える勤務について、45分の休憩時間を与えていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。